

		4 4		
		第11	口	

開催日時 2024年3月19日 (火曜日) 午前10時

受付開始:午前9時30分

開催場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー 5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

議 案 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役 を除く。) 5名選任の件

第11回 定時株主総会

招集ご通知

目 次

第11回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	19
監査報告	33
株主総会参考書類	38

証券コード 7036 2024年3月1日 (電子提供措置開始日2024年2月27日)

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目10番1号 株式会社イーエムネットジャパン 代表取締役社長 山 本 臣 一 郎

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、電子提供措置をとっており、その内容であります電子提供措置 事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに「第11回定時株主総会招集ご通知」と して掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげ ます。

当社Webサイト (https://emnet.co.jp/ir/)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)に「イーエムネットジャパン」 又は「コード」に当社証券コード「7036」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順 に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月18日(月曜日)午後6時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬具

記

1. 日 時 2024年3月19日(火曜日)午前10時(受付開始午前9時30分)

住友不動産新宿グランドタワー 5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

3. 目的事項

報告事項 第11期 (2023年1月1日から2023年12月31日まで) 事業報告及び計算書類の内容

報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2023年1月1日から) (2023年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展に伴う 行動制限の緩和や各種政策の効果等により、社会活動の正常化の兆しがみられた一方で、世界 的なエネルギー・食料価格の高騰や、世界的な金融政策の引き締めにともなう急激な金利上昇 や為替の変動等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下において、当社が属するインターネット広告市場につきましては、社会のデジタル化を背景に2022年には3兆912億円(前年比114.3%)と前年に引続き伸長しております(広告費データは、株式会社電通「2022年 日本の広告費」より引用)。一方で、当社の主なクライアントであります中小企業の景況感は、2023年10-12月期の全産業の業況判断DI(「好転」-「悪化」)が▲18.9(前期差 6.1 ポイント減)と2期連続して低下しており(独立行政法人中小企業基盤整備機構「第174回中小企業景況調査」より引用)、依然として中小企業の広告需要については不透明な状況が継続しております。

このような環境のもと、当社のインターネット広告事業では、積極的な人材採用と人材教育に注力することで販売体制の強化を図り、既存のクライアント企業の売上拡大、及び新規クライアント企業の獲得に注力して参りました。また、当社は、ソフトバンク株式会社との間で締結した資本業務提携契約にもとづき、ソフトバンク株式会社との協業の拡大を進めております。

以上の結果、当事業年度の業績は、当社の主なクライアントであります中小企業の景況は、一部に弱さがあるものの営業強化により広告代理店業の営業収益は拡大し、また協業拡大によりソフトバンク株式会社への営業収益も拡大しましたが、広告媒体からの受託業務の縮小による影響が大きく、営業収益が1,369,551千円(前期比6.6%減)、営業利益111,616千円(同51.5%減)、経常利益120,158千円(同49.6%減)、当期純利益73,191千円(同58.4%減)となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区			分	第 8 期 (2020年12月期)	第 9 期 (2021年12月期)	第 10 期 (2022年12月期)	第 11 期 (当事業年度) (2023年12月期)
営	業		収	益(千円)	1, 230, 964	1, 577, 866	1, 466, 689	1, 369, 551
経	常	:	利	益(千円)	291, 825	436, 111	238, 487	120, 158
当	期	純	利	益(千円)	212, 261	311, 011	175, 952	73, 191
1 杉	未当た	り当	期純和	利益 (円)	56. 96	81. 82	45. 85	19. 10
総		資		産(千円)	3, 020, 572	3, 312, 015	2, 976, 646	3, 013, 606
純		資		産(千円)	1, 226, 369	1, 467, 132	1, 499, 929	1, 451, 788
1 杉	朱当た	: り糸	屯資產	崔額(円)	325. 21	381. 36	389. 54	376. 56

- (注) 1. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
 - 2. 当事業年度の期首より、従来「売上高」としていました表示科目を「営業収益」として表示する方法に変更しております。第8期の期首より当該変更が行われたと仮定し、記載しております。

(3) 重要な親会社の状況

① 親会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社に対する 議 決 権 比 率	主	要	な	事	業	内	容
ソフトバ	ンク株式会	会社	20)4, 309音	万円	41. 24%	移動通信売、ブロスの提供	1-1					
ソフトバンクグループ株式 会社 238,7			88, 772音	万円	41. 24% (41. 24%)			持	株会	社			
ソフトバ パン株式	ンクグルー 会社	ープジャ	18	88, 798音	万円	41. 24% (41. 24%)			持	株会	社		

(注) 「当社に対する議決権比率」は、各社が直接所有する議決権の比率及び間接所有する議決権の比率の合計となっており、()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

- イ. 親会社等との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 親会社との取引に係る取引条件等について、同社への広告代理店事業に係る役務提供につ いては、一般の取引条件を踏まえて市場価格や総原価を勘案し交渉の上で決定しておりま
- ロ. 親会社等との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びそ の理由

親会社との取引については、当社の取締役会が取締役会規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社はこれまで「クライアントと共に歩む企業」という企業理念のもと、インターネット広告サービスを通じたクライアント企業の事業成長をご支援させて頂き、その結果として当社も成長して参りました。この企業理念のもと、当社では引き続き企業価値向上のため、インターネット広告事業のさらなるサービス領域の拡大や新規サービスの提供等を通じて、継続的な成長による企業価値の向上を目指して参ります。その実現のために当社におきましては、以下の点を主な対処すべき課題と認識しております。

① 運用型広告サービスの強化

インターネットメディアの広告費は前年に続く社会のデジタル化を背景に、2兆超えの2019年よりわずか3年で約1兆円増加し、3兆円規模の市場となりました(広告費データは、株式会社電通「2022年日本の広告費」より引用)。一方で、同業他社との競争環境も厳しさを増しており、またアドフラウド(広告詐欺)問題や、個人情報保護の観点からWebページにおける個人情報の取り扱いが厳格化されたことによるcookie規制等、インターネット広告特有の問題もあります。

こうした環境の中、当社は、これまで蓄積してきた広告運用のノウハウを生かし、現在の主力 サービスである検索連動型広告(リスティング広告)や運用型ディスプレイ広告について、最新 のインターネット広告情報を取得し、また個人情報保護に関する規制等の情報を取得し、社員教 育等を通じて更なるサービスの品質の向上を図り、クライアント企業の満足度の向上を追求して 参ります。

② 新技術や市場変化への対応

新型コロナウイルス感染症拡大により、テレワークの普及やオンラインショッピングの拡大等によるデジタルトランスフォーメーション(DX)の加速や対話型の人工知能「ChatGPT」に代表される生成AI(文章、画像、プログラムコードなどの様々なコンテンツを生成することのできる人工知能)といったデジタルテクノロジーの進化が、今後、企業経営に大きな変化をもたらす可能性があると考えております。そこで、こうしたデジタルテクノロジーの新技術に対応すべく、必要に応じた投資や人材育成に取り組み、これら新技術の活用を進めサービス開発に繋げていくことで市場の変化に適切に対応し、クライアント企業にとって最適なソリューションを提供し続けられるよう努めて参ります。

③ 新規クライアント企業の開拓

当社のインターネット広告事業は、代理店ビジネスという特質上、広告需要の動向及び企業が属する市場の景気に当社の業績が影響を受けやすい事業です。そのため、当社の業績が特定の市場の景況感に左右されることを避けるため、今後も営業体制の強化を図ることで、様々な業種の新規クライアント企業の開拓を推進し、継続的な事業の成長に努めて参ります。

④ 人材確保と人材育成

当社は、事業環境が流動的なインターネット広告市場に属しており、より一層の利益成長と企業価値の向上のために、経営方針を深く理解し、協調性と高い倫理観を持った優秀な人材の採用・育成に取り組む必要があると認識しております。またインターネット広告は、広告配信方法や広告配信のターゲティング等、デジタルテクノロジーの進化と密接な関係があります。現在、当社では、新卒を中心に積極的に人材を確保しておりますが、コンプライアンスへの高い意識を持ち、デジタルテクノロジーの進化に対応できる人材を育成することを目的とした教育や研修について充実・実施に努めて参ります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、今後、更なる継続的な成長を実現するためには、企業規模拡大に伴う業務運営の効率 化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。また、当 社は株主をはじめ、クライアント企業、取引先、社員等、様々なステークホルダーや、社会から 信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンス体制の 整備及び向上が重要事項であると認識しております。

このため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図り、経営の公正性・透明性を確保

し、コーポレート・ガバナンスを重視した内部管理体制強化に取り組んで参ります。具体的には、監査等委員会と内部監査室との連携によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員による 監査の実施による当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化及び当社の事業に関連する法規制 や社会的要請等の環境変化への対応などを行っております。

⑥ 株主への安定配当

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題として位置づけており、財務面での健全性を維持しながら、継続した配当の実施と企業価値の向上を実現していくことを基本方針としております。そのため、今後も更なる業績の向上に努め、配当の継続を実現しつつ、企業価値の一層の充実を図りたいと考えております。

(5) 主要な事業内容(2023年12月31日現在)

インターネット広告事業を営んでおり、クライアント企業のニーズに応えるべく、デジタルマーケティングにおける課題を解決し、更なる利益向上を図るための戦略・運用・分析・改善サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所(2023年12月31日現在)

本社:東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平	均	年 齢	平均勤続年数
160名	8名增			27.6歳	3.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

13,600,000株

(2) 発行済株式の総数

3,885,000株(自己株式46,219株を含む)

(注)新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は19,800株増加しております。

(3) 株主数

758名

(4) 大株主

株	名	持	株	数	持	株	比	率
ソフトバンク株	式 会 社		1, 58	32,402株			4	1.22%
KSD-MIRAE ASSET SECURITIES	(CLIENT)		79	90,400株			2	0.59%
K S D -	K B		32	25, 100株				8.47%
株式会社Y's corpoi	ration		24	10,000株				6. 25%
安 中 臣	一郎		11	15,600株			:	3.01%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED M A R G I N (C A S H	OMNIBUS- PB)		11	13,000株			;	2.94%
MSIP CLIENT SECUI	RITIES		Ę	52,100株				1.36%
村井	仁		4	13,200株				1.13%
イーエムネットジャパン従業	員持株会		3	31,900株				0.83%
KOREA SECURITIES DEPOSITOR	-SAMSUNG		2	29,000株				0.76%

- (注) 1. KSD-MIRAE ASSET SECURITIES (CLIENT) の持株数790,400株は、EMNET INC. が実質的に所有しております。
 - 2. 当社は、自己株式を46,219株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約 権の状況

			第 1 回 新 株	予 約 権	第 2 回 新 株	予 約 権	
発行決議日			2017年12月1	13日	2020年3月25日		
新株予約権	重の数			6個		110個	
新株予約権 種類と数	産の目的とな	る株式の	普通株式 (新株予約権1個に	4,800株 つき800株)	普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき200株)		
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに しない	払い込みは要	新株予約権1個当たり 37,442円 (1株当たり187円) (なお、割当てを受ける者が当社に 対して有する報酬請求権と新株予約 権の払込金額の払込債務とが相殺さ れる)		
新株予約権	重の行使に際 重の価額	して出資	新株予約権1個当たり (1株当たり1		新株予約権1個当たり (1株当たり70	/	
権利行使其	月間		2019年12月14 2027年12月13		2022年3月26日 2024年3月25日		
主な行使条	(件		(注) 1		(注) 1		
	取締役(監査等委	取締役 (社外取締 役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	6個 4,800株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	30個 6,000株 1名	
役 員 の 保有状況	(監査寺安 員を除く)	社外取締役	_		_		
取締役(監査等委員)			_		新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	80個 16, 000株 1名	

- (注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当てを受けたもの(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - 2. 2018年6月4日付の株式分割(普通株式1株を200株に分割)、2019年9月1日付の株式分割(普通株式1株を2株に分割)、2021年10月1日付の株式分割(普通株式1株を2株に分割)により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の払込金額」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

3.2021年3月17日開催の取締役会決議に基づき発行された第3回新株予約権は、権利行使の条件を満たさず、2022年1月31日をもってすべて消滅いたしました。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2023年12月31日現在)

会社におけ	る地位	E	E	á	名	担当及び重要な兼職の状況					
代表取締	代表取締役社長			臣 - の氏。 臣 一 I	名:	株式会社Y's corporation 代表取締役					
取締	役	村	井		仁	常務取締役CFO兼管理統括部部長					
取 締	役	藤	平	大	輔	SBギフト株式会社 取締役 株式会社every sync 取締役 インキュデータ株式会社 取締役 ソフトバンク株式会社 法人事業統括 法人プロダクト &事業戦略本部 副本部長 同社 法人事業統括 デジタルマーケティング本部 本 部長 Cinarra Systems Japan株式会社 取締役					
取 締	役	富	樫	俊	和	ソフトバンク株式会社 コミュニケーション本部 アライドマーコム部 担当部長 同社 メディアマネジメント部 部長 インキュデータ株式会社 Yahoo協業室 室長					
取締	役	小	松	紀	之	ソフトバンク株式会社 法人事業統括 法人プロダクト &事業戦略本部 法人事業管理統括部 統括部長					
取 締 (常勤監査等		西	村	訓	仁						
取締役(監査	等委員)	上	野	正	博	マナ株式会社 代表取締役社長 グアダーニョ株式会社 代表取締役社長 株式会社SUIM 代表取締役社長					
取締役(監査	等委員)	落	合		出	医療法人社団ミッドタウンクリニック 会員制医療運営 部門部門長補佐					

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)西村訓仁氏、取締役(監査等委員)上野正博氏及び落合出氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役(常勤監査等委員) 西村訓仁氏は、金融業界で培ってきた専門知識及び経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 当社は、情報収集力の充実及び内部監査担当等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、西村訓仁氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 4. 当社は、取締役(常勤監査等委員) 西村訓仁氏、取締役(監査等委員) 上野正博氏及び落合出氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、社外取締役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。補償の概要は会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対する株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟などにより被保険者の負担する事となった損害賠償金や争訟費用などが対象となります。保険料は会社負担としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

(6) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月24日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬等は、固定報酬、賞与、ストックオプション、退職慰労金で構成されております。当社では、役員の報酬について内規において決定に関する方針を定めており、会社の業績や経営内容、経済情勢、各取締役の担当職務や貢献度等を考慮して決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は取締役会の決議により一任された代表取締役社長山本臣一郎が、内規に従い株主総会で決議された報酬総額の限度内において決定する権限を有しております。なお、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が株主総会で決議された報酬総額の限度内において決定する権限を有しており、監査等委員会において内規に従い協議及び審議にて決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

		報酬等の	7 種 類 別	の総額	対象とな る役員の 員 数	
区	分	基本報酬	業績連動 報 酬 等	非金銭 報酬等		
取締役(監査等委員を (うち社外取締		62, 951千円 (- 千円)	(-)	(-)	2名 (-名)	
取締役(監査等委(うち社外取締		17,040千円 (17,040千円)	(-)	(-)	3名 (3名)	
合 (うち社外役員	計 〕	79, 991千円 (17, 040千円)	(-)	(-)	5名 (3名)	

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2019年3月27日開催の第6回定時株主総会において、年額120,000千円以内(うち社外取締役分年額30,000千円以内)と決議いただいております。 当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、4名(うち、社外取締役は1名)です。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第7回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は、3名(うち、社外取締役は1名)です。
 - 3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年3月27日開催の第6回定時株主総会において、年額 25,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数 は、4名(うち、社外取締役は3名)です。
 - 4. 取締役(監査等委員を除く。) の員数には、在任している無報酬の取締役3名が除かれております。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係 特別の関係はございません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 、 発 言 状 況 及 び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (常勤監査等委員) 西 村 訓 仁	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。金融機関の経営経験者として、経営等に係る豊富な経験や専門的な知識を活かし、当社の経営に適時適切な助言・提言を行い、期待される役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員) 上 野 正 博	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験とインターネット広告についての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行い、期待される役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員) 落 合 出	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。主に産業医としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べ、期待される役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 当社の会計監査人であった PwC JAPAN有限責任監査法人は、2023年3月23日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人合併し、PwCJAPAN有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

	有限責任監査	PwC JAPAN
	法人トーマツ	有限責任監査法人
当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬	36, 200千円	-千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,200千円	一千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針についての決定内容は、以下のとおりであります。 監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した 場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたしま す。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると 認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場 合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計 監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の 適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社の行動基準としてリスク管理規程及びコンプライアンス管理規程を制定し全役職員への周知徹底及び運用体制を構築しております。
 - ロ. 当社の取締役の職務執行状況は、監査等委員会規程、監査等委員会規則及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けております。
 - ハ. 当社は、不正行為を早期発見するためにコンプライアンス管理規程において内部通報制度 を規定しております。使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題 を発見した場合には、直ちに当社のコンプライアンス管理規程に定める内部通報制度を利 用し報告するものとしております。
 - 二. 反社会的勢力排除規程と反社会的勢力排除実施要領を制定し、当該規程等に基づき反社会 的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅 然と対応するものとし、社内全体への徹底を図って参ります。
 - ホ. 上記の法令遵守体制の運用状況について、内部監査規程に基づき内部監査チームが監査を 行い、監査を受けた部署は是正・改善を要する場合、速やかにその対策を講じます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会議事録ならびに稟議決裁書等、取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役会 規程及び文書管理規程において、保存期間ならびに保存責任部署を定め、必要に応じて閲 覧に供せる体制としております。
 - ロ. 内部監査チームは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について内部監査規程に基づき監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善する必要がある場合は速やかにその対策を講じます。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 損失に結びつく社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順を定め、損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図って参ります。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを 職務権限規程及び業務分掌規程に明確に定めております。
 - ロ. 取締役会を定例で毎月1回開催し、取締役会で決議すべき事項及び報告すべき事項を取締役会規程に定めております。その他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切に業務執行を行える体制を確保しております。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 会社の管理運営体制を管掌する役員を設置し、会社経営の健全性確保に資するとともに、 監査等委員である取締役による監査体制を充実させ、会社の内部監査を実施し、業務の適 正を検証しております。
 - ロ. 財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社の業務プロセスの検証・整備を図って参ります。
- ⑥ 当社監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役会は、監査等委員会から要請がある場合、協議のうえ監査等委員会の業務補助のための使用人を配置いたします。同使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されるものとしており、その評価、異動には監査等委員会の事前の同意を要するものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保いたします。

- ⑦ 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - イ. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすお それのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査等委員会に報告しなければならない ものとしております。内部監査チームは監査終了の都度、内部監査報告書の写しを監査等 委員会に提出することとしております。
 - ロ. 監査等委員会及び監査等委員である取締役は、必要に応じて、内部監査担当者、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)もしくはその他の者に対して報告を求めることとし ております。また、監査等委員会及び監査等委員である取締役へ報告を行った者につい て、当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを行いません。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を監視するため、取締役会以 外の重要な会議にも出席して、業務執行にかかる重要な事項の審議ないし報告状況を直接

認識でき、また稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役(監査等委員である取締役を除く。)又は使用人に説明を求めることができる体制としております。

- ロ. 監査等委員会は、代表取締役及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)と定期的に 会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備状況、監査上の重要課 題等について意見交換を行っております。
- ハ. 監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用 の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は 債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該 費用又は債務を処理いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を14回開催し、法令に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要 事項を決定し、当社における月次の経営実績の分析・対策・評価を検討するとともに法令への 適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況監査、 取締役の業務執行監査、法令の遵守について監査いたしました。また、各取締役や会計監査 人、内部監査チームと適宜情報交換を行いました。
- ③ 内部統制評価については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、策定した実施計画に基づき適切に実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 当社の内部監査については、内部監査規程に基づき内部監査チームが作成した監査計画に則り、適切に実施いたしました。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
 流 動 資 産	2, 710, 101	流 動 負 債	1, 417, 267
		買掛金	984, 406
現金及び預金	1, 416, 013	リース債務	681
受 取 手 形	4, 539	未 払 金	122, 126
売 掛 金	1, 153, 560	未 払 費 用	29, 403
前払費用	36, 034	未 払 法 人 税 等	46, 987
		未払消費税等	45, 393
そ の 他	100, 369	契 約 負 債	138, 714
貸倒引当金	△415	預り金	48, 726
 固 定 資 産	303, 504	そ の 他	827
		固定負債	144, 550
有 形 固 定 資 産	11, 547	リース債務	403
建物	1, 776	退職給付引当金	67, 340
工具、器具及び備品	8, 721	役員退職慰労引当金	64, 041
リース資産	1, 049	資産除去債務	12, 764
		負債合計	1, 561, 817
無形固定資産	4, 145	(純 資 産 の 部)	1 450 010
ソフトウェア	4, 145	株 主 資 本 ※ + A	1, 450, 012
投資その他の資産	287, 810	資 本 金 資 本 剰 余 金	319, 256 119, 356
	78, 447		119, 356
投 資 有 価 証 券		貝 平 坪 畑 並 利 益 剰 余 金	1, 084, 955
ゴルフ会員権	14, 500	- * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	1, 084, 955
差入保証金	54, 141	繰越利益剰余金	1, 084, 955
繰 延 税 金 資 産	58, 083	自己株式	△73, 556
	207	評価・換算差額等	△4, 476
破産更生債権等		その他有価証券評価差額金	$\triangle 4,476$
そ の 他	89, 544	新株予約権	6, 252
貸 倒 引 当 金	△7, 113	純 資 産 合 計	1, 451, 788
資 産 合 計	3, 013, 606	負 債 純 資 産 合 計	3, 013, 606

損益計算書

(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

(単位:千円)

	彩	1				目		金	額
営		業		収	益				1, 369, 551
営		業		費	用				1, 257, 934
営		業		利	益				111, 616
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	12	
	受	取	ζ	配	当		金	1, 698	
	為		替		差		益	2, 437	
	契	約	負	債	取	崩	益	2, 566	
	保	険	į	返	戻		金	2, 235	
	そ			\mathcal{O}			他	554	9, 504
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	28	
	支	担	4	手	数		料	175	
	雑			損			失	758	961
経		常		利	益				120, 158
特		別		損	失				
	ゴ	ルフ	会	員	権評	価	損	6, 040	6, 040
税	弓	川 前	当	期	純	利	益		114, 118
法	人	税、	住 民	税	及び	事 業	税	57, 206	
法		人	兑 🕯	等	調	整	額	△16, 278	40, 927
当		期	;	純	利		益		73, 191

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から 2023年12月31日まで)

(単位:千円)

			株	主	資	本		
			資本剰	11 余 金	利益剰	1 余金		
	資 本	金	資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	315	, 771	115, 871	115, 871	1, 134, 402	1, 134, 402	△55, 989	1, 510, 055
当 期 変 動 額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	3	, 485	3, 485	3, 485				6, 970
剰余金の配当					△122, 638	△122, 638		△122, 638
当 期 純 利 益					73, 191	73, 191		73, 191
自己株式の取得							△17, 566	△17, 566
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)								
当期変動額合計	3	, 485	3, 485	3, 485	△49, 446	△49, 446	△17, 566	△60, 042
当 期 末 残 高	319	, 256	119, 356	119, 356	1, 084, 955	1, 084, 955	△73, 556	1, 450, 012

(単位:千円)

				(十四・111)	
	評価・換算	草差額等	立ておた	純資産合計	
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株 予約権		
当 期 首 残 高	△17, 239	△17, 239	7, 113	1, 499, 929	
当 期 変 動 額					
新株の発行 (新株予約権の行使)				6, 970	
剰余金の配当				△122, 638	
当 期 純 利 益				73, 191	
自己株式の取得				△17, 566	
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純 額)	12, 762	12, 762	△861	11, 901	
当期変動額合計	12, 762	12, 762	△861	△48, 140	
当 期 末 残 高	△4, 476	△4, 476	6, 252	1, 451, 788	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

津物 13年

工具、器具及び備品 2年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間 (5年)

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を 充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

インターネット広告事業

顧客との契約に基づく広告代理店業務を主たる事業としており、広告主が期待する広告効果を提供できる広告媒体を継続して手配することが履行義務となるため、当該財又はサービスを一定の期間にわたり充足される履行義務と捉え、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度はアウトプット法を用いて成果数量もしくは配信数量によって見積もっており、各月末日に確定した成果数量もしくは配信数量等に基づいて算定しております。また、いずれも単一の履行義務と捉えているため取引価格の配分はありません。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、広告 主から受け取る広告掲載料から媒体運営会社へ支払う媒体費を控除した純額で収益を認識しております。

また、一部の取引については、広告制作物を納品した時点でその履行義務が充足されると判断し、制作物の納品時点で収益を認識しております。

取引の対価は、主に履行義務充足時点から一年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

当事業年度の期首より、従来「売上高」としていました表示科目を「営業収益」として表示し、従来「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」としていた表示科目を「営業費用」として一括して表示するとともに、「売上総利益」は表示しない方法に変更しております。

当社は、従来一般広告主を顧客とする広告代理店事業を中心に事業を展開してきましたが、2023年3月10日に適時開示しました「事業計画及び成長可能性に関する事項」に基づき、今後はソフトバンク株式会社との事業委託取引の拡大及び同社の営業ネットワークを活用し、広告主を顧客とする代理店ビジネスに加えて、ソフトバンク株式会社等を顧客とする業務委託サービス、及び広告主のインハウス支援等のサービスを

拡充する方針です。これら、今後の増加が見込まれるサービスは広告主の状況に応じて企画等の提案、広告運用状況の分析、広告運用支援等を包括的に提供するサービスであり、受託業務遂行の要素と当社の販売活動の要素とを併せ持っております。従って、損益計算書においても従来の「売上高」を「営業収益」とし、従来の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」とを一括して「営業費用」として表示することにより、当社の事業の実態をより明瞭に表示するため、上記のように表示方法を変更しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

50,273千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権 229,826千円

金銭債務 123,962千円

(3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 500,000千円 借入実行残高 - 千円

差引額 500,000千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 307,502千円

営業費用 153, 104千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

3,885,000株

- (注) 普通株式の当事業年度の増加19,800株は、新株予約権の権利行使によるものであります。
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

46,219株

- (注) 自己株式の当事業年度の増加13,300株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。
- (3) 剰余金の配当に関する事項
 - ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年3月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57, 484	15. 00	2022年12月31日	2023年3月24日
2023年8月9日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	65, 153	17. 00	2023年6月30日	2023年9月4日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決	議	予	定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基	準	日	効力発生日
	4年 3 時 株			普通株式	利益剰余金	57, 581	15. 00	2023	年12月3	1日	2024年3月21日

(4) 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式

57,800株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄っております。一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、売掛金、貸倒懸念債権及び破産更生債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、建物を賃借するための敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、上場株式を保有しております。上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されております。

ゴルフ会員権は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - ・信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況について財務担当者が営業担当者に随時連絡を取っており、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

投資有価証券につきましては、定期的に発行体の時価や財務状況等を把握することで、減損懸念の早期 把握や軽減を図っております。

- ・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 財務担当者が、適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項 2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券	78, 447	78, 447	_
(2) ゴルフ会員権	14, 500	9, 900	△4, 600
(3) 差入保証金	54, 141	54, 037	△103
(4) 貸倒懸念債権	6, 906		
(5) 破産更生債権等	207		
貸倒引当金(*3)	△7, 113		
	_	_	_
資産計	147, 088	142, 385	△4, 703
(1) リース債務(*4)	1, 084	1,066	△18
負債計	1, 084	1,066	△18

- (*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (*2)「受取手形」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」については、 短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (*3)貸倒懸念債権及び破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (*4)1年以内返済予定のリース債務はリース債務に含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1, 416, 013	_	_	_
受取手形	4, 539	_	_	_
売掛金	1, 153, 560	_	_	_
差入保証金	_	54, 004	_	_
合計	2, 574, 112	54, 004	_	_

- ※1差入保証金については、償還期日を明確に把握できないもの(137千円)は、償還予定額には含めておりません。
- ※2 破産更生債権等207千円及び貸倒懸念債権6,906千円については、返還期日を明確に把握できないため、償 環予定額には含めておりません。

2. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	681	403	_	_	_	_
合計	681	403	_	_	_	_

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当

該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価 :観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	貸借対照表		時		
区分	計上額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	78, 447	78, 447	_		78, 447

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	貸借対照表		眻		
区分	計上額	レベル1	レベル 2	レベル3	合計
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
ゴルフ会員権	14, 500	_	9, 900	_	9, 900
差入保証金	54, 141	_	54, 037	_	54, 037
貸倒懸念債権	6, 906	_	_	_	_
破産更生債権等	207	_	_	_	_
資産計	75, 754	_	63, 937	_	63, 937
リース債務	1, 084	_	1, 066	_	1, 066
負債計	1, 084	_	1, 066		1, 066

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式が活発な市場で取引されているため、レベル1の 時価に分類しております。

ゴルフ会員権

時価については、ゴルフ会員権取扱店(インターネットサイト含)等の相場価格等によって算定しており、 レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対 照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としているため、レベ ル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	2,305千円
前払費用	61千円
未払事業税	2,474千円
未払費用	9,118千円
資産除去債務	3,909千円
退職給付引当金	20,622千円
役員退職慰労引当金	19,612千円
ゴルフ会員権	1,849千円
その他有価証券評価差額金	1,975千円
繰延税金資産 小計	61,929千円
評価性引当金	△1,849千円
繰延税金資産 合計	60,080千円
繰延税金負債	
その他	△1,996千円
繰延税金負債 合計	△1,996千円
繰延税金資産の純額	58,083千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者と の関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ソフトバンク 株式会社	41. 24	役員の兼任 出向者の派遣 業務委託等	業務委託取引	212, 835	売掛金	181, 765
同一の 親会社 を持つ 会社	LINEヤフー 株式会社	_	仕入先 業務委託等	広告媒体取引	1, 618, 099	買掛金	123, 022

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の業務委託取引、広告媒体取引については、市場価格等を勘案して協議の上決定しております。

- 2. 業務委託取引は、当社が代理人に該当する場合は、顧客から受け取る対価の額から媒体運営会社へ支払う媒体費を控除した純額で表示しております。
- 3. LINEヤフー株式会社の広告媒体取引金額は、前事業年度より適用した「収益認識会計基準」の影響により当該金額を控除した純額を収益として認識しているため、損益計算書における営業費用に含まれておりません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	インターネット広告事業 (千円)
一時点で移転される財又はサービス 一定の期間にわたり移転される財又はサービス	24, 209 1, 345, 342
外部顧客への営業収益	1, 369, 551

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 - 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度(千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1, 376, 776
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1, 158, 099
契約負債 (期首残高)	110, 780
契約負債 (期末残高)	138, 714

契約負債は、主にインターネット広告事業における広告代理店業務に関連して顧客から受領する前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。また、当事業年度における契約負債に重要な変動はありません。

なお、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

376円56銭

(2) 1株当たり当期純利益

19円10銭

会計監查報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月20日

株式会社イーエムネットジャパン 取締役会 御中

> 有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

> > 指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎 業務執行社員

指定有限責任社員

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーエムネットジャパンの2023年1月1日から2023年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な 不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起する こと、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日 までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし て存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計 の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構 成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうか を評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するための セーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月20日

株式会社イーエムネットジャパン 監査等委員会

常勤監査等委員 西 村 訓 仁 印

監査等委員上野 正博印

監査等委員落 合 出 印

(注) 常勤監査等委員西村訓仁氏、監査等委員上野正博氏及び落合出氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しつつ、2018年9月21日に東証マザーズ市場(現グロース市場)に上場するまでは将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保の充実に努めてまいりました。

一方で、当社は、上場後においてはご支援をいただいている株主の皆様との長期的な関係を構築するためにも、継続的に配当を行うことを検討しております。

こうした方針を踏まえ、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案しつつ、安定配当の維持を基本とし、以下のとおり第11期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金15円(普通配当15円)といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は57,581,715円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2024年3月21日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。「以下、本議案において同じ。」)全員5名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	。 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	** 本 臣 一郎 (戸籍 上 の 氏 名: を 中 臣 一郎) (1971年9月4日)	1995年4月 コーパック・インターナショナル株式会社 入社 1999年10月 ダブルクリック株式会社 入社 2000年10月 Adsociety 入社 2001年12月 Ask Jeeves Japan株式会社 入社 2004年10月 トランス・コスモス株式会社 入社 2010年5月 EMNET INC. 入社 同社 上席常務執行役員 就任 2014年1月 当社 常務取締役 就任 2016年1月 当社 取締役副社長 就任 2016年1月 当社 代表取締役社長 就任(現任) 2017年12月 株式会社Y's corporation 代表取締役 就任(現任)	115,600株
2	新 并 仁 (1974年7月7日)	1999年10月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社(現 アビームコンサルティング株式会社) 入社 2006年7月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2011年11月 会計教育研修機構 東京実務補修所運営委員 就任 2014年11月 会計教育研修機構 東京実務補修所運営副委員長 就任 2016年8月 当社 執行役員CFO 就任 2016年11月 当社 取締役CFO 就任 2017年1月 当社 管理統括部部長 就任 2020年5月 当社 常務取締役CFO兼管理統括部部長 就任(現任)	43, 200株

候補者番 号	(生年月日)	略 歴 、	当社における地位及び担当要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	藤 平 大 輔 (1971年8月5日)	2004年9月 2014年6月 2016年6月 2017年4月 2018年7月 2019年9月 2020年7月 2021年4月 2021年4月 2021年4月	ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)入社 ソフトバンクBB株式会社(現ソフトバンク株式会社)入社株式会社ジェネレイト 代表取締役CEO 就任株式会社マイクロアド 取締役 就任(現任)SBアド株式会社 代表取締役社長 就任インキュデータ株式会社 代表取締役社長 就任インキュデータ株式会社 法人事業統括 法人プロダクト&事業戦略本部 副本部長 就任(現任)同社 法人事業統括 デジタルマーケティング本部 本部長 就任(現任) にinarra Systems Japan株式会社 取締役就任(現任)当社 取締役 就任(現任) SBギフト株式会社 取締役 就任(現任)インキュデータ株式会社 取締役 就任(現任)インキュデータ株式会社 取締役 就任(現任)	_

候補者番 号	・ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社におけ(重要な兼	る地位及び担当職の 状況)	所 有 す る 当社の株式数
4	富 樫 俊 和 (1970年5月19日)	2013年4月 ソフトバンクモ/ バンク株式会社)	(現Zホールディングス株 ・動講師 エンタテインメント株式会 ーションマネージャー就任 バイル株式会社(現 ソフト 入社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
5	小 松 紀 之 (1971年2月13日)	式会社) 入社 2019年4月 同社 法人事業統 戦略本部 事業戦 2021年4月 同社 法人事業統		_

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 藤平大輔氏、冨樫俊和氏及び小松紀之氏の、現在及び過去10年間における当社の親会社でありますソフトバンク株式会社の業務執行者としての地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 欄に記載のとおりであります。
 - 3. (1) 藤平大輔氏を取締役候補者とした理由は、同氏はIT業界及びデジタルマーケティング業界において、経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、俯瞰的な立場から当社事業及び経営の監督をいただくため取締役として選任をお願いするものであります。
 - (2) 冨樫俊和氏を取締役候補者とした理由は、同氏はマーケティング業界での豊富な経験と幅広い 見識に基づき、専門的な立場から当社事業及び経営の監督をいただくため取締役として選任を お願いするものであります。

- (3) 小松紀之氏を取締役候補者とした理由は、同氏は法人事業の運営について豊富な知見を有して おり、当該知見を活かして特に対法人関係のマーケティングについて専門的な観点から取締役 の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。
- 4. 当社は、藤平大輔氏、冨樫俊和氏及び小松紀之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任 の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、3氏の再任が承認された場合 は、3氏との当該契約を継続する予定であります。
- 5.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により塡補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー 5階

ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター



交通 「西新宿駅」1番出口より徒歩4分(丸ノ内線)

「都庁前駅」A5出口より徒歩8分(大江戸線)

「新宿駅」西口より徒歩14分(JR線・小田急線・京王線)

(お車でのご来場はご遠慮ください)